

広島県訓令第六号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（環境衛生指導員の任命） 第七条の二 厚生環境事務所環境管理課又は厚生環境事務所支所環境管理課若しくは衛生環境課に所属する職員で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十六条各号のいずれかに該当するものは、当該課に所属する期間中、環境衛生指導員とする。</p>	<p>（環境衛生指導員の任命） 第七条の二 厚生環境事務所環境管理課又は厚生環境事務所支所衛生環境課に所属する職員で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十六条各号のいずれかに該当するものは、当該課に所属する期間中、環境衛生指導員とする。</p>		
<p>（水産業普及指導員の任命） 第十条 農林水産局水産課に所属し、水産業改良普及事業に関する業務を担当する職員（職員の職の設置に関する規則第三条第二項の規定により置かれる農林水産局水産課担当課長の職にあるものを含む。）で、水産業改良普及事業推進要綱（平成十七年十六水推第千二十三号）第九又は第十の一若しくは二に規定する水産業普及指導員の任用資格を有するものは、同課に所属する期間中、水産業普及指導員とする。</p>	<p>（水産業普及指導員の任命） 第十条 農林水産局水産課に所属し水産業改良普及事業に関する業務を担当する職員（職員の職の設置に関する規則第三条第二項の規定により置かれる水産技術担当監の職にあるものを含む。）で、水産業改良普及事業推進要綱（平成十七年十六水推第千二十三号）第九又は第十の一若しくは二に規定する水産業普及指導員の任用資格を有するものは、同課に所属する期間中、水産業普及指導員とする。</p>		
<p>別表第二（第十四条関係） 健康福祉局子ども家庭課、安心保育推進課、社会援護課及び障害者支援課</p>	<p>別表第二（第十四条関係） 健康福祉局介護政策課、健康福祉局介護基盤課における社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務</p>		

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。